

平成21年3月30日

高松市長 大西 秀人 殿

高松市情報公開審査会

会長 藤本 邦人

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成20年12月4日付け高観振第76号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が一部公開および非公開（行政文書不存在を含む。）とした処分は相当であり、本件異議申立てを棄却すべきである。

なお、「高松市公の施設指定管理者選定委員会審査報告書中の講評内容」（財産活用課分）および「個人の顔写真および氏名」（観光振興課分）については、平成20年12月2日付け高財活第113号および同月9日付け高観振第77号の変更決定により、既に異議申立人に公開されており、当該部分に係る異議申立てについては、その利益が無いため却下相当である。

2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が実施機関に公開請求した行政文書の内容、それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

【高観振第76号の諮問に係るもの】

- (1) 2007年度において高松市道の駅源平の里むれの指定管理者が決定した次の文書

募集要項や仕様書的なもの、審査の経過の流れが分かる記録、応募した業者の提出した見積書や企画書など、審査の議事録、選定結果としての評価表的なもの、契約書、当該指定管理者との関係における支出金調書など支出の記録

平成20年8月27日：請求人からの公開請求を受付

平成20年9月10日：実施機関が一部公開および非公開（行政文書不
在を含む。）の決定

平成20年11月17日：請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

本件処分を取り消すべきである。

(1) 法人および法人代表者の印影

契約、それに基づく請求や領収等の取引が正当であることを示すもので、当然、不特定の顧客に明かしているものであるから、公開されてもなんら不利益等を生ずるおそれはない。また、公開しない理由に「かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとは言えない」とあるが、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）第1条の目的において規定している内容に逆行している。通常は、銀行取引に使用する印章を請求書や見積書などに押なつすることはないと考えられることから、印影をもって、悪用されるおそれがあると判断することは、前提として誤りがある。

(1) 法人の金融機関情報

市の取引の確認に不可欠であって、事業者等は通常顧客に明かし、時に代金の納入に使うものであって、特に秘密にする理由はない。

参考までに、奈良県食料費公開請求（最高裁平成14年9月12日判決）では、「請求書に記載して顧客に交付、口座番号等が多数の顧客に広く知れ渡ることを容認、請求書に押なつされている飲食業者の印影は、これを開示しても債権者の正当な利益等が損なわれると認められるもの

にはあたらない」とされている。

(2) 講評内容等

すべて非公開情報になっているが、これはすでに公開されている情報であり、大きな矛盾がある。

4 実施機関が非公開とした理由（却下相当内容除く。）

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

「高松市道の駅源平の里むれ」の公の施設に係る指定管理者候補者の公募選定については、「高松市公の施設指定管理者選定委員会」が、申請法人から直接ヒヤリングを実施し、厳正な審査を行ったものである。審査については、選定の公平性および透明性を確保するため、申請法人等と利害関係のある選定委員は、選定に参加しないなどの対応をし、選定後に、議会の議決を経て指定決定を行った。

【財務部財産活用課の決定に係るもの】

(1) 高松市公の施設指定管理者選定委員会の議事録について

議事録は作成していないため、対象となる行政文書を保有しておらず、非公開（不存在）とした。

【産業経済部観光振興課の決定に係るもの】

(1) 法人および法人代表者の印影ならびに法人の金融機関情報について

これらの情報は、当該事業者の内部管理情報であり、その公開の可否および範囲については当該事業者が自ら決定することができる権利ないしそれを自己の意思によらないでみだりに他に公開、公表されない利益を有しているというべきである。従って、当該事業者の意思によらないでその内部管理情報が公表されることは、当該事業者の正当な意思、期待に反し、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、条例7条2号に基づき非公開決定とした処分は相当である。

異議申立書に記載されている、奈良県食糧費公開請求裁判（平成14年9月12日、最高裁判決）のケースは、事業者が飲食業者の場合であ

り、業務態様から不特定多数のものが新規にその顧客となることが通例であり、その請求書に記載された情報について、事業者が内部管理情報として位置づけていないことが明白な場合であると限定的な解釈をしている。本件においては、当該判例のケースには該当しないものである。

よって、条例7条2号に該当し非公開が相当である。

(2) 「道の駅源平の里むれ指定管理者募集要項」および「高松市道の駅源平の里むれ管理運営業務仕様書」について

これらは、条例2条2項2号に該当し、情報公開制度の対象行政文書ではないものとして、非公開とした。

なお、行政資料として、閲覧および写しの交付ができる旨を決定通知に記載した。

5 異議申立人の意見書

実施機関の非公開理由書に対する異議申立人の意見書での主張は、次のとおりである。

【産業経済部観光振興課の理由書に係るもの】

不服申し立ての理由に対する市の見解のうち、法人および法人代表者の印影ならびに金融機関情報について、「当該事業者の意思によらないで、その内部管理情報が公表されることは、当該事業者の正当な意思、期待に反し、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」としている。

さらに、異議申立書に記載した奈良県食料費公開請求裁判（平成14年9月12日最高裁判決）については、「事業者が飲食業者の場合であり、業務態様から不特定多数のものが新規にその顧客となることが通例であり、その請求書に記載された情報について、事業者が内部管理情報として位置づけていないことが明白な場合であると限定的な解釈をしている。本件においては、当該判例のケースには該当しない。」従って、条例7条2号に基づき非公開決定とした処分は相当としている。

実施機関はそのように言うが、見積書などは新規依頼者であろうと、真意不明の依頼者であろうと、営業行為として通常に提出するものである。そこ

に押印された社印の偽造などを懸念して、見積書の提出を自粛するとは考えられない。契約成立のためでなく、単に予算の積算のための見積り依頼であっても速やかに提出されるような見積りにおいてはなおさらである。

結局、内部管理情報として、本件条例非公開理由に該当する「正当な利益を害するおそれ」は存在しない。実施機関は、いまだに、なんら具体的に、本件条例非公開理由への該当性を立証していない。

6 審査会の判断（却下相当内容除く。）

当審査会は、実施機関の非公開理由、異議申立人の異議申立理由および意見書での主張を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

（１） 法人の印影および金融機関情報について

奈良県食糧費公開請求裁判（平成14年9月12日、最高裁判決）においては、「銀行口座やそれに使用する印章、印影については、一般的にはいわゆる内部管理情報として秘密にしておくことが是認され、事業者は、その開示の可否、範囲を自ら決定することができる権利ないしそれを自己の意思によらないでみだりに他に開示、公表されない利益を有しているというべきである。」と説示した上で、一般的な飲食業者の業務態様から見れば、不特定多数の者が新規にその顧客となり、代金の請求書に口座番号等を記載して顧客に交付している飲食業者にあっては、口座番号等を内部限りにおいて管理することよりも、決済の便宜に資することを優先させているものと考えられ、このような情報の管理の実態であれば、口座番号等を開示しても債権者の正当な利益等が損なわれると認められるものには当たらないとしている。

ところで、実施機関の説明によると、高松市の支払事務においては、原則として、市所定の請求書に必要事項を記載し、代表者印を押印した上で市に提出することとなるが、その際の印影については、予め高松市契約規則15条に基づき入札参加願の様式に押印し届け出たものでなければならない。市は当該相手方が真正なものであることを認証する重要な要件として、その届出印との印影の確認行為を行っている。この届出

印の印影は、見積書はもとより入札書、契約書、請求書等すべての提出書類に使用される。このことから、業者においては、高松市に提出する見積書に押印する印影は、当該届出印のものでなければならず、本件見積書に押印されている印影においても、調査の結果その事実が認められた。このことは、当該印影が、銀行口座に使用する印影であるならもちろんのこと仮に銀行口座に使用する印影で無いとしても、高松市との契約行為に使用するものとして相手方が指定したものであり、不特定多数のものにむやみに公開されるべきものではないことを意味し、公開された場合、市との間の債権債務の確認作業にも支障をきたすおそれがある。

また、本件見積書に記載された業者の銀行口座については、高松市会計規則67条に基づき、市からの口座振替払いの指定口座として、業者が指定し債権者登録されたものであり、上記同様趣旨により、不特定多数のものにむやみに公開されるべきものではないと言うべきである。

以上のことから、本件非公開印影および銀行口座は、前記の最高裁判決において説示されている内部管理情報とされる情報であり、条例7条2号に該当し、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(2) 非公開決定の当否について

高松市公の施設指定管理者選定委員会の議事録については、作成していないことから行政文書不存在とした実施機関の決定に不合理な点はない。

また、行政資料について、情報公開制度の対象行政文書ではないものとして非公開とした決定についても問題はない。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成20年12月4日	諮問書受付
平成20年12月17日 (産業経済部観光振興課)	実施機関からの非公開理由書受付
平成20年12月22日 (財務部財産活用課)	
平成21年2月20日 (産業経済部観光振興課)	非公開理由書に対する意見書受付
平成21年2月23日	実施機関の非公開理由および争点の審査
平成21年3月23日	答申案審査
平成21年3月30日	答申